

(様式2)

受付番号6-2013号
上広第217号
令和6年8月5日

様

上尾市長 畠山 稔



このたびは、ご提言をお寄せいただき、ありがとうございました。ご提言につきまして、次のとおりお答えします。

罰則（刑罰）につきましては、条例でなければ設けることができないこととなっております。（地方自治法第14条第3項）

また、秩序罰としての「過料」も、条例又は市長の定める規則でなければ設けることができないこととなっております。（地方自治法第14条第3項、第15条第2項）

上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則は「教育委員会が定める規則」となります。教育委員会が定める規則につきましては、罰則も過料も設けられる旨は明記されておられません。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条）

以上の前提を踏まえ、提言いただいた内容につきましては、対応いたしかねますが、ご意見として承りました。

<参考>

【地方自治法】

〔条例〕

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。